

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和29年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会) 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び法規審査委員 <u>8人</u> 以内をもって組織する。 2・3 [略]	(委員会) 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び法規審査委員 <u>9人</u> 以内をもって組織する。 2・3 [略]
(会議) 第8条 [略] 2 委員会は、委員長又は副委員長及び法規審査委員 <u>4人</u> 以上の出席がなければ開くことができない。 3・4 [略]	(会議) 第8条 [略] 2 委員会は、委員長又は副委員長及び法規審査委員 <u>5人</u> 以上の出席がなければ開くことができない。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成25年1月18日から施行する。